

審議対象事業の抽出基準（案）

1 初めて再評価の対象となる事業

30億円以上または進捗率50%未満の事業〔 〕

2 平成10年度等に引き続き、再評価の対象となる事業

(1) 30億円以上または進捗率50%未満の事業であって、以下の3つのいずれかの要件に該当する事業

- ・平成10年度評価と比較して、総事業費が増加し、併せて、完成年度が延期された事業〔 〕
- ・平成10年度評価と比較して、完成年度は変更がないものの、総事業費が大幅(30%以上)増加した事業〔 〕
- ・他所管部局事業と密接な関係があるため、事業全体を総合的に審議する必要がある事業〔 〕

(2) 事業制度の大幅な改正により計画の見直しを検討する必要がある事業〔 〕